

令和3年2月17日		
資料提供		
担当課	知事部局	監察査察課 山縣(内2136) 窪田(内2135) 直通Tel073-441-2136
	教育委員会	総務課 吉田(内3645、直通Tel073-441-3640) 教職員課 岩本(内3679)

不正行為等通報の受理・処理状況について

令和3年1月中に監察査察監・監察査察課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。)の業務に係るもの)及び教育委員会事務局で受理した不正行為等通報(教育委員会(県立学校等を含む。)の業務に係るもの)について、概要を公表します。

(知事部局)

1 知事部局の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	2
匿名	2
職員等	
計	4

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	3
郵便・FAX	1
面談	
電話	
計	4

2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

(知事部局)……監察査察監・監察査察課で受理・調査・処理

	通報内容	処理状況
①	ある県営住宅において、退去者のエアコンやゴミ等が残されたままになっている。	担当課に調査を指示したところ、既に対応中であり、不用物の処理が行われたことを確認した。
②	和歌山県立医科大学において、過去に通報されたハラスメントを未処理のまま放置している。	不受理とし、関係課室に情報提供を行った。
③	ある民間病院において、看護師が患者に暴行等を行った。	不受理とし、関係課室に情報提供を行った。
④	ある警察職員が連鎖販売取引等の勧誘を行っている。	不受理とし、警察本部に情報提供を行った。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの

(2)県の行政事務処理、その他に関するもの

4 ①②③④

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの

(うち通報内容が事実とは認められないもの)

(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)

(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)

(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)

(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの

1 ①

(3)調査を継続中としたもの

(4)不受理としたもの

3 ②③④

3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(12月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。

(教育委員会)

1 教育委員会の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	
匿名	1
職員等	
計	1

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	
郵便・FAX	1
面談	
電話	
計	1

2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① ある所属において職員が病休となっている。その背景に、上司によるパワーハラスメントがあったのではないか。	調査中

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの

1 ①

(2)県の行政事務処理、その他に関するもの

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの

(うち通報内容が事実とは認められないもの)

(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)

(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)

(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)

(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの

(3)調査を継続中としたもの

1 ①

(4)不受理としたもの

3 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(12月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。